

## 新型コロナウイルス感染症に係る市議会議員の対応について

### 1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合及び感染の疑いがある場合の対応

#### (1) 熱や咳の症状がある場合（登庁前に検温をするなど健康管理に努める）

- ・ かかりつけ医に電話相談
- ・ かかりつけ医がない、休診日等の場合は「あきた新型コロナ受診相談センター」に電話相談
- ・ 登庁自粛（本会議等の日は議会事務局 8 9 - 2 9 2 2 に連絡）

あきた新型コロナ受診相談センター

- ・ 0 1 8 - 8 6 6 - 7 0 5 0 24 時間（毎日）
- ・ 0 1 8 - 8 9 5 - 9 1 7 6、0 5 7 0 - 0 1 1 - 5 6 7  
8 時から 17 時まで（毎日）

#### (2) 検査を受ける場合<sup>※1</sup> または濃厚接触者となった場合

- ・ 議会事務局にその旨を連絡（夜間・休日は事務次長へ）
- ・ 登庁自粛

※1 検査を受ける場合・・・保健所等の指示による場合（無症状で自主的に受ける場合は除く）。

#### (3) 検査結果が出た場合

- ・ 議会事務局に検査結果等を連絡（夜間・休日は事務次長へ）
  - ① 感染した場合・・・保健所または医療機関の指示に従い療養
  - ② 感染していない場合・・・保健所の指示に従う

#### (4) 同居家族が検査を受ける場合<sup>※1</sup> または濃厚接触者となった場合、もしくは感染した場合

- ・ 議会事務局に連絡（夜間・休日は事務次長へ）
- ・ 登庁自粛
- ・ 保健所の指示に従う

#### (5) 登庁の時期について

- ・ 医療機関または保健所の指示に従う

### 2 議員の行動における当面の申し合わせ

#### (1) 原則として、県または市が対象とした地域への不要不急の出張等は自粛する。

#### (2) やむを得ず、県または市が対象とした地域へ出張等する場合は、事前に議会事務局へ報告する。

#### (3) 感染が発生している地域<sup>※2</sup>の人と接触する際は、十分な感染防止策をする。

#### (4) 多人数での会食や飲み会には、できるだけ出席しない。

※2 感染が発生している地域・・・新規感染者が確認されてから、2 週間経過していない地域。